

基安安発 0204 第 1 号

平成 27 年 2 月 4 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
(契 印 省 略)

労働災害統計に係る起因物分類の解説について

労働災害統計に係る起因物については、平成 26 年 12 月 25 日付け基発 1225 第 1 号により改正されたところであるが、起因物の分類に当たっては、別添を参考に実施されたい。

## 起因物分類コード表

## 1. 大分類

大分類		説明
分類番号	分類項目	
1	動力機械	動力を用いて、主として物の機械的加工を行うため、各機械構造部分の組み合わされた物をいう。 原動機及び動力伝導機構を含む。
2	物上げ装置、運搬機械	動力を用いて、物をつり上げ又は運搬することを目的とする機械装置をいう。
3	その他の装置等	上記の動力機械及び物上げ装置、運搬機械を除く装置等をいう。
4	仮設物、建築物、構築物等	上記の物上げ装置、運搬機械及びその他の装置に分類されるものを除く。
5	物質、材料	危険物、有害物、材料等をいう。
6	荷	専ら貨物等輸送するために特定の荷姿をした物及び据え付けるため運搬中の機械装置等をいう。
7	環境等	主として自然環境をいう。
9	その他	上記のいずれにも分類されないものをいう。

## 2. 中分類

中分類		説明
分類番号	分類項目	
11	原動機	機械、装置に直接組み込まれたものは、当該機械装置に分類する。
12	動力伝導機構	原動機により機械の作業点に動力を伝える機械的装置をいう。 機械、装置に直接組み込まれたものは、当該機械装置に分類する。
13	木材加工用機械	製材機械、合板用機械、木工用機械（自動送り装置を有するものを含む）をいう。 携帯式電動工具を含む。
14	建設機械等	掘削、積込み、運搬（いわゆる自動車によるものを除く）締固め等に用いる機械（車両に限る。）であって、建設業、林業、港湾荷役作業等すべての業種において用いられるものをいう。
15	金属加工用機械	切削、研削、引抜き、プレス等の金属加工に用いる機械をいう。 携帯式動力工具を含む。
16	一般動力機械	木材加工用機械、建設機械等及び金属加工用機械（金属ロール機を除く）を除く一般の動力機械をいう。

中 分 類		説 明
分類 番号	分類項目	
17	車両系木材伐出機械等	<p>携帯用動力工具を含む。</p> <p>動力運搬機、乗物、装置等は、それぞれ当該装置等に分類する。</p> <p>伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械等の車両をいう。</p> <p>架線集材機械が機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いられている場合は、当該装置に分類する。</p>
21	動力クレーン等	<p>動力による物上げ装置をいう。</p> <p>クレーン等安全規則適用外のものも含む。</p> <p>巻上用ワイヤーロープ等物上げ装置の一部になった状態のものを含む。</p>
22	動力運搬機	<p>動力クレーン等、乗物を除き、動力を用いて運搬する機械をいう。</p>
23	乗物	<p>いわゆる交通機関をいう。</p>
31	圧力容器	<p>ボイラー及び圧力容器をいう。</p> <p>ボイラー及び圧力容器安全規則適用外のものを含む。</p> <p>配管及び付属品を含む。</p>
32	化学設備	<p>危険物等を製造し、又は取り扱う設備であって定置式のものを用いる。</p> <p>配管及び付属設備を含む。</p> <p>圧力容器、溶接設備及び乾燥装置は、当該機械に分類する</p>
33	溶接装置	<p>アーク溶接、ガス溶接、テルミット溶接、スポット溶接等による溶接装置をいう。</p>
34	炉 窯 等	<p>炉、窯、釜、乾燥設備等をいう。</p>
35	電機設備	<p>電動機等であって他の機械、装置の一部として組み込まれているものは、当該機械、装置に分類する。</p> <p>独立の電動機は、原動機に分類する。</p>
36	人力機械工具等	<p>人力による機械、クレーン、運搬機及び手工具等をいう。</p>
37	用 具	<p>機械装置にセットされ、その一部分になった状態のものは除く。</p>
39	その他の装置、設備	<p>圧力容器、化学設備、溶接装置、炉、窯等、電機設備、人力機械工具等、用具に分類されない装置設備をいう。</p>
41	仮設物、建築物、構築物等	<p>仮設物等の上で作業を行う場合のように当該物が作業面である場合又は仮設物等が倒壊した場合のように起因物が当該物そのものである場合に適用する。</p> <p>なお、作業面としては、屋内、又は屋外の別を問わず適用する。</p> <p>電機設備に分類されるもの及び装置の部分をなす構築物を除く。</p> <p>[事故の型との関係]</p> <p>作業面としては、主として人をささえるために使用する場合に適用され</p>

中 分 類		説 明
分類 番号	分類項目	
		<p>事故の型が墜落、転落又は転倒の場合に起因物となることが多い。</p> <p>物そのものとしては事故の型が崩壊、倒壊である場合の起因物となることが多い。</p>
51	危険物、有害物等	<p>GHS 分類における「物理化学的危険性」（以下「危険性」という。）を有するものを「危険物」、「健康に対する有害性」（以下「有害性」という。）を有するものを「有害物」と分類し、危険物及び有害物の両方に該当するもの場合、災害が危険性・有害性のいずれの性質により発生したものかによって整理する。具体例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物 <ul style="list-style-type: none"> <li>火薬類並びに労働安全衛生法施行令別表第 1 に示す危険物及びこれらに準ずるもの</li> </ul> </li> <li>・有害物 <ul style="list-style-type: none"> <li>特定化学物質障害予防規則に定める「特定化学物質」、有機溶剤中毒予防規則に定める「有機溶剤等」、鉛中毒予防規則に定める「鉛等、焼結鉍」、四アルキル鉛中毒予防規則に定める四アルキル鉛等及びこれらに準ずるもの</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、本分類には放射線を含む。</p>
52	材 料	<p>材料が機械装置等にセットされた状態の場合は、当該機械装置に分類する。</p> <p>セットされた被加工材料の切削片が飛来した場合の起因物も当該機械装置に分類する。</p>
61	荷	<p>荷等であっても、特定の荷姿をしていない物及び据え付けるため運搬中の機械・装置等でない物は、材料等当該項目に分類する。</p>
71	環 境 等	<p>人工的作業環境のものを含む。</p>
91	その他の起因物	<p>上記のいずれにも分類されない起因物をいう。</p>
92	起因物なし	<p>用務のため平滑な通路を歩行中、足をぎっくりして捻挫したというように起因となるものがない場合をいう。</p> <p>[事故の型との関係]</p> <p>事故の型が動作の反動、無理な動作に分類され、起因物及び加害物がない場合には、起因物なしに分類される。</p>
99	分類不能	<p>分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。</p> <p>起因物が明らかであって分類項目のないものは、その他の起因物に分類する。</p>

3. 小分類

大分類	中分類	小分類		説明	
		分類番号	分類項目		
1 動力機械	11 原動機	111	原 動 機	電動機、発電機、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、水車等をいう。	
	12 動力伝導機構	121	動力伝導機構	回転軸、ベルト、プーリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。	
	13 木材加工用機械	丸 の こ 盤	131	丸 の こ 盤	振子式丸のこ盤、トリマ、リップ等のほか、携帯用丸のこ盤を含む。 昇降盤及び傾斜盤は一般に丸のこ盤に該当するが、災害発生の際、カッターに該当を使用していた場合は139の「その他」に分類する。
			132	帯 の こ 盤	テーブル式のものを含む。
			133	か ん な 盤	手押かんな盤、自動かんな盤等をいう。 携帯用のものを含む
			134	角のみ盤、木工ボール盤	木工卓上ボール盤等を含む。
			135	面とり盤、ルータ、木工フライス盤	木工立フライス盤、木工横フライス盤等を含む。
			136	チェーンソー	
			139	その他の木材加工用機械	上記に分類されないほぞ取り盤、木工旋盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。
	14 建設機械等	整地・運搬・積み込み用機械	141	整地・運搬・積み込み用機械	ブルドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル、ずり積機、スクレーパー及びスクレープ・ドーザーをいう。
			142	掘削用機械	パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、クラムシエル、バケット掘削機及びトレンチャーをいう。
			143	基礎工専用機械	くい打機、くい抜機、アース・ドリル、リバース・サーキュレーション・ドリル、せん孔機（チューピングマシンを有

大 分類	中 分類	小 分 類		説 明	
		分類 番号	分類項目		
1  動力 機械		144	締固め用機械	<p>するものに限る)、アース・オーガ及びペーパー・ドレーン・マシンをいう。</p> <p>移動式クレーンにパイプロ・ハンマーなどをセットしたものを含む。</p> <p>タイヤ・ローラー、ロード・ローラー、振動ローラー、タイピング・ローラー等のローラーをいう。</p>	
		145	解体用機械	<p>ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機をいう。</p> <p>油圧ショベルのバケットを打撃式破砕機に交換したものを含む。</p>	
		146	高所作業車		
		149	その他の建設機械等	<p>上記に分類されないコンクリート打設用機械、トンネル掘進機、せん孔用機械、舗装・路盤用機械、道路維持除雪機械等をいう。</p>	
		15	金属加工用機械	151	旋盤
			152	ボール盤、フライス盤	<p>中ぐり盤等を含む。</p>
			153	研削盤、バフ盤	<p>卓上（床上）用グラインダ及び可搬式グラインダを含む。</p> <p>木工用サンダ等を除く。</p>
			154	プレス機械	<p>プレス機械とはクランクプレス、フリクションプレス、ナックルプレス、油圧プレス等をいう。</p> <p>鍛造プレス、ハンマ、射出成形機等は除く。</p>
			155	鍛圧ハンマ	<p>エアハンマ、スチームハンマ、スプリングハンマ、ドロップハンマ等をいう。</p> <p>プレス機械は除く。</p>
			156	シャー	<p>シャーとは、金属シャー、布又は紙の断さい機等をいう。</p>
		159	その他の金属加工用機械	<p>上記に分類されないブローチ盤、金切り盤・切断機、特殊加工機等をいう。</p>	

大分類	中分類	小分類		説明
		分類番号	分類項目	
1 動力機械	16 一般動力機械	161	遠心機械	遠心分離器、遠心脱水機、遠心鑄造機等をいう。
		162	混合機・粉碎機	混合機とは、かきまぜ機、混和機、こねまぜ機等をいう。 粉碎機とは、ジョークラッシャ、円すい粉碎機、ロールクラッシャ、エッジランナ、ボールミル等をいう。
		163	ロール機（印刷ロール機を除く。）	金属用ロール機、練りロール機、カレンダーロール機、食品製造用ロール機等をいう。 巻取ロール及び製紙用ドライヤ等を含む。
		164	射出成形機	
		165	食品加工用機械	製パン機械、製菓機械、肉類加工機械、水産加工機械等をいう。 食品製造用ロール機を除く。
		166	印刷用機械	印刷製本機械等をいう。 印刷ロール機を含む。
		167	産業用ロボット	操縦ロボット、シーケンスロボット、プレイバックロボット、数値制御ロボット、知能ロボット、感覚制御ロボット、適応制御ロボット、学習制御ロボット等をいう。
		169	その他の一般動力機械	上記に分類されない工作機械、繊維機械、パルプ・紙製造機械、紙加工機械、農業用機械、スライサ、スリッタ、ポンプ、ブロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。
	17 車両系木材伐出機械等	171	伐木等機械	フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、木材グラップル機、グラップルソー等をいう。
		172	走行集材機械	フォワーダ、スキッド、集材車、集材用トラクター等をいう。
		173	架線集材機械	タワーヤーダ、スイングヤーダ、集材ウインチ機等をいう。 木材グラップル機等にウインチを備え、当該ウインチの巻き上げにより集材する場合を含む。 架線集材機械が機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いられている場合を除く。
		179	その他の車両系林業用機械	上記に分類されない造林機械等の機械をいう。

大分類	中分類	小分類		説明
		分類番号	分類項目	
2 物上げ装置、 運搬機械	21 動力クレーン等	211	クレーン	天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、アンローダ、ケーブルクレーン、テルハ等をいう。
		212	移動式クレーン	トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン、鉄道クレーン、浮きクレーンをいう。
		213	デリック	ジンポールを含む。
		214	エレベータ、リフト	エレベータ、建設用リフト、カーリフト、ダムウェータ等をいう。
		215	揚貨装置	クレーン又はデリックであって港湾荷役作業を行うため船舶に取り付けられたものをいう。
		216	ゴンドラ	ゴンドラ安全規則適用のものをいう。 ゴンドラには人力のものも含む。
		217	機械集材装置、 運材索道	ウインチ、架線集材機械等であっても機械集材装置の一部として用いられているものは、機械集材装置を含む。運材索道には重力式のものが含まれる。
		218	簡易架線集材装置	ウインチ、架線集材機械等であっても簡易架線集材装置の一部として用いられているものは、簡易架線集材装置を含む。
		219	その他の動力クレーン等	上記に分類されないホイスト、モーターブロック、ウインチ、ジャッキ式つり上げ機械等をいう。 ホイストであって、クレーンの一部として用いられているものはクレーンに分類する。 ウインチであって、デリック、機械集材装置等の一部分として用いられているものは、当該装置に分類する。
	22 動力運搬機	221	トラック	トレーラ、ローリ、ミキサ車等を含む。
		222	フォークリフト	フォークリフトのフォークを他のアタッチメントに取りかえたものを含む。
		223	軌道装置	事業場付帯の軌道装置をいう。
		224	コンベア	ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリュウコンベア等をいう。
		225	ローダー	ショベルローダー、フォークローダー等をいう。
		226	ストラドルキャリヤー	車体内面上部に懸架装置を備え、荷を運搬する荷役車両をいう。
		227	不整地運搬車	



大分類	中分類	小分類		説明
		分類番号	分類項目	
		229	その他の動力運搬機	上記に分類されないキャブスタン等をいう。
	乗物	231	乗用車、バス、バイク	タクシーを含む。
		232	鉄道車両	貨物列車を含む。
		239	その他の乗物	上記に分類されない航空機、船舶等をいう。
3 その他の装置等	圧力容器	311	ボイラー	蒸気ボイラー、温水ボイラー、熱媒を用いるボイラー等をいう。 [事故の型と関係] ボイラー点火時の逆火及び煙道ガス爆発の起因物はここに分類する。
		312	圧力容器	加熱器、蒸着機、反応器、蒸発機、スチームアキュムレータ、圧縮空気タンク等の圧力容器をいう。
		319	その他の圧力容器	上記に分類されない酸素ボンベ、溶解アセチレン容器等をいう。 ガス溶接に使用されているものはガス溶接装置に分類する。
	化学設備	321	化学設備	圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。
	溶接装置	331	ガス溶接装置	アセチレンガス溶接装置、ガス集合溶接装置、その他のガス溶接装置をいう。 溶接、溶断に用いないガス集合装置は319のその他の圧力容器に分類する。
		332	アーク溶接装置	被覆アーク溶接、サブマージアーク溶接、炭酸ガスアーク溶接、ミグ溶接、ティグ溶接等に用いる装置等をいう。
		339	その他の溶接装置	上記に分類されないテルミット溶接、エレクトロスラグ溶接、電子ビーム溶接、プラズマ溶接に用いる装置等をいう。

大分類	中分類	小分類		説明
		分類番号	分類項目	
	炉窯等	341	炉、窯	<p>炉とは、高炉、転炉、平炉、電弧炉、電熱炉、ルツボ炉、キューポラ炉等をいう</p> <p>窯とは、ロータリーキルン、トンネルキルン、電熱窯、ガス発生炉等をいう。</p> <p>煮沸槽、煮釜等を含む。</p>
		342	乾燥設備	熱源を用いて物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥室をいう。
		349	その他の炉窯等	上記に分類されない原子炉等をいう
	電気設備	351	送配電線等	<p>引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱塔を含む。</p> <p>変圧器、コンデンサー等のほか、開閉器類を含む。</p> <p>[参考]</p> <p>開閉操作のアーキによる傷害の場合の起因物はここに分類する。</p>
		352	電力設備	上記に分類されない照明設備、ハンドランプその他の電気設備等をいう。
		359	その他の電気設備	電弧炉、電熱炉、電熱窯は炉、窯等に分類する。
	人力機械工具等	361	人力クレーン等	チェーンブロック、手巻きウインチ、ジャッキ等をいう。
		362	人力運搬機	ねこ車、一輪車、自転車等をいう。
		363	人力機械	上記の 361 又は 362 に分類されない手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。
		364	手工具	ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、ツルハシ、手のこ、とび口等をいう。
	用具	371	はしご等	はしご等の上で作業を行う場合のように作業面としてののはしご、きやたつ、踏台等を含む。
		372	玉掛用具	玉掛用ロープ、チェーン等をいう。
379		その他の用具	上記に分類されないロープ、万力、パレット等をいう。	
39	その他の装置、設備	<p>上記 311～379 に含まれない冷凍設備、集じん設備、槽等をいう。</p> <p>ガストーブ等什器を含む。</p> <p>タワー、タンク、サイロ、ビン、ピット等は化学設備である場合を除き、仮設物、構築物等に分類する。</p>		

大分類	中分類	小分類		説明
		分類番号	分類項目	
4 仮設物、建築物、構築物、構築物等	41 仮設物、建築物、構築物等	411	足場	丸太足場、鋼管足場、わく組足場、うま足場、つり足場等をいう。
		412	支保工	型わく支保工、ずい道型わく支保工、土止め支保工、ずい道支保工等をいう。
		413	階段、棧橋	はしご道を含む。
		414	開口部	主として作業面としての分類である。
		415	屋根、はり、もや、けた、合掌	
		416	作業床、歩み板	
		417	通路	主として作業面としての分類である。
		418	建築物、構築物	建築物とは木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む）、建造中の船舶等をいう。 構築物とは、えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ビン、ピット、溝等をいう。
		419	その他の仮設物、建築物、構築物等	上記に分類されないものをいう。
5 物質、材料	51 危険物、有害物等	511	爆発性の物等	労働安全衛生法施行令別表第1に示す爆発性の物、発火性の物、酸化性の物及びこれらに準ずる物をいう。 煙火、ダイナマイト等の火薬類を含む。 有害性による災害の場合は514に分類する。
		512	引火性の物	労働安全衛生法施行令別表第1に示す引火性の物及びこれに準ずる物をいう。 有害性による災害の場合は514に分類する。
		513	可燃性のガス	労働安全衛生法施行令別表第1に示す可燃性のガスをいう。 有害性による災害の場合は514に分類する。
		514	有害物	特定化学物質障害予防規則に定める「特定化学物質」、有機溶剤中毒予防規則に定める「有機溶剤等」、鉛中毒予防規則に定める「鉛等、焼結鉛」、四アルキル鉛中毒予防規則に定める四アルキル鉛等をいう。 内燃機関・練炭、ガス機器等の使用により発生した一酸化炭素（工業用途で使用する場合を除く。）は519に分類する。

大分類	中分類	小分類		説明
		分類番号	分類項目	
		515	放射線	<p>電離放射線障害防止規則に定める放射線をいう。</p> <p>上記に分類されない危険物又は有害物をいう。</p> <p>上記に分類されない労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定に基づく通知対象物は、ここに分類する。</p>
		519	その他の危険物、有害物等	
	52 材料	521	金属材料	<p>板、棒、パイプ、型材、帯材、線材、ボルト、ナット、ねじ、釘、スクラップ等をいう。</p> <p>熔融状態の金属を含む。</p>
		522	木材・竹材	丸太、板、角材、合成材等をいう。
		523 529	石、砂、砂利 その他の材料	上記に分類されないガラス、陶磁器等をいう。
6 荷	61 荷	611	荷姿のもの	<p>コンテナ、箱もの、袋もの、ドラム缶等特定の荷姿のものをいう。</p> <p>運搬のためたばねたものを含む。</p>
		612	機械装置	特定の荷姿のものを除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
7 環境等	71 環境等	711	地山、岩石	<p>土砂崩壊、岩石の落下等によるものは、ここに分類する。</p> <p>伐倒木を含む。</p> <p>海、川、池等のものをいう。</p> <p>潜函病、潜水病、高山病等以上気圧による傷害をおこした環境その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。</p> <p>高温又は低温の作業環境をいう。</p> <p>上記に分類されない動物、植物、風雪等をいう。</p>
		712	立木等	
		713	水	
		714	異常環境等	
		715 719	高温・低温環境 その他の環境等	
9 その他	91 その他の起 因物の	911	その他の起 因物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
		92 起 因 物 な し	921	起 因 物 な し
	99 分 類 不 能	999	分 類 不 能	